

群馬県国公立高等学校等奨学のための給付金交付要綱

(通則)

第1条 奨学のための給付金の給付に関しては、高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱（平成26年4月1日文科科学大臣決定。令和8年6月11日一部改正。）及び高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（令和6年4月1日付文科科学省初等中等教育局長決定。令和8年6月11日一部改正。）並びに群馬県補助金等に関する規則（昭和31年群馬県規則第68号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 給付金 奨学のための給付金をいう。
- 二 高校生等 別表の区分一のA及びB並びに区分二のAからDに規定する者をいう。
- 三 高等学校等 高校生等が在籍する学校をいう。
- 四 保護者等 別記1(1)に定める保護者等であって、群馬県内に住所を有する者をいう。
- 五 システム ぐんま学び支援給付システムをいう。

(目的)

第3条 この給付金は、保護者等に対し、授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、予算の範囲内において給付金を給付することにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

(基準日)

第3条の2 給付金認定に当たっての基準日（以下「基準日」という。）は、当該年度の7月1日とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる申請の基準日は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 第4条の2の規定による家計急変世帯への支援のうち7月2日以降に家計が急変した家計急変世帯の申請に係る基準日は、家計急変の発生した月の翌月（家計が急変した日が1日である場合は、家計が急変した月）の1日とする。
- 二 第4条の3の規定による前倒し給付の申請に係る基準日は、当該年度の4月1日とする。
- 三 第4条の4の規定による災害等に起因する給付額の加算の場合において、災害等が発生した日が7月2日以降の場合の加算申請に係る基準日は、加算申請のあった月の翌月（災害等が発生した日が加算申請のあった月の1日の場合は、加算申請のあった月）の1日とする。
- 四 7月以降に入学することが定められている高等学校等に7月以降に入学した高校生等の入学初年度に係る給付金の給付を受けようとする保護者等の申請に係る基準日は、教育長が別に定める日とする。

(給付金の対象及び給付額)

第4条 給付金の対象となる高校生等の範囲及び世帯区分並びに世帯区分に応じた給付額は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する高校生等は給付金の対象外とする。

- 一 基準日現在、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる高校生等であつて、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）が措置されている者。
- 二 基準日現在、休学している者。ただし、短期間の休学であつて、当該高校生等が在学する高等学校等の校長（以下「校長」という。）が進級可能と判断した者を除く。
- 三 履修する科目の単位数に応じて授業料の額を定める高等学校等に在学する者のうち、履修する単位の登録を行っていない者。

(家計急変世帯への支援)

第4条の2 家計急変により保護者等の収入が減少した世帯に対して、給付金の給付額に反映されるまでの間、家計急変世帯への支援として給付金を支給することができる。ただし、第4条の3の規定による前倒し給付については、家計急変世帯への支援は行わない。

2 前項の規定による家計急変世帯への支援は、次の各号のいずれかに該当する世帯を対象とする。ただし、高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）が措置されている場合は対象外とする。

- 一 別表区分一に定める高校生等（新制度）については、世帯区分2から4のいずれかに相当すると認められる世帯。
- 二 別表区分二に定める高校生等（旧制度）については、世帯区分2に相当すると認められる世帯。

3 第1項の規定による家計急変世帯への支援を行う場合の給付額は、次の各号のとおりとする。

- 一 7月1日までに家計が急変し、7月1日現在の状況による給付金に係る申請の期日までに申請のあった者には、相当すると認められる世帯区分に応じて、別表に定める【給付単価】（以下「給付額（年額）」という。）を給付する。
- 二 7月2日以降に家計が急変し、申請があった者には、給付額（年額）について、家計急変の発生した日以降の月数（1か月未満は切捨て）に応じて算定した額を給付する。

4 7月1日現在の状況による給付を受けた者が、7月2日以降に家計が急変し、より高い給付額の世帯区分に相当することとなった場合は、第3項第2号の方法により算定した家計急変に係る給付額から7月1日現在の状況による給付額のうち家計急変による申請のあった翌月以降の月数に応じて算定した額（小数点以下切り捨て）を差し引いた額を追加で給付することとする。

5 給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。

(前倒し給付)

第4条の3 新入学時に限り、前倒し給付を希望する者から申請があった場合は、給付金（年額）の4月から6月分に相当する額（以下「4から6月分相当額」という。）を前倒し給付することができる。ただし、別表区分一の世帯区分3及び4の世帯は除く。

2 前項の規定による4から6月分相当額の前倒し給付を行う場合の給付額は、次の各号のとおりとする。

一 4から6月分相当額 4月1日現在の生業扶助の措置状況又は前年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割に基づき判定した給付額（年額）に4分の1を乗じた額

二 7月から翌年3月分に相当する額（以下「7から3月分相当額」という。） 7月1日現在の生業扶助の措置状況又は当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割に基づき判定した給付額（年額）から4から6月分相当額を差し引いた額。ただし、4から6月分相当額が7月1日現在の状況に基づき判定した給付額（年額）を上回る場合は、4から6月分相当額を年額とする。

3 4から6月分相当額の前倒し給付を受けた世帯で、7から3月分相当額の給付について、当該年度の道府県民税所得割及び市町村民税所得割に基づき判定した結果、別表区分一の世帯区分2から4及び区分二の世帯区分2のいずれにも該当しないことを理由に給付金の対象とならない世帯において、7月2日以降に家計が急変し、申請のあった場合は、第4条の2第1項の規定による家計急変世帯への支援の対象とすることができる。この場合、家計急変の発生した日以降の月数（1か月未満は切捨て）に応じて算定した金額から4から6月分相当額を差し引く必要はないが、給付額（年額）を超えて給付することはできないこととする。

4 給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。

（災害等に起因する給付額の加算）

第4条の4 着用を義務付けられている制服が災害等により喪失又は毀損し、再度、制服の購入が必要である者のうち、給付金の給付認定を受けた者（第4条の3の規定による前倒し給付で4から6月分相当額のみを受けた者、基準日において別表区分一の世帯区分1又は区分二の世帯区分1である者を除く。）に対して、当該災害等につき1回に限り、給付額に別表の【給付単価（第4条の4関係）】に定める額を加算して給付することができる。

2 給付額の算定において端数が生じた場合は、小数点以下を切捨てとする。

（給付の回数）

第5条 給付を受けることのできる回数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める回数を上限とする。ただし、別表区分一のB又は区分二のDに該当する者については、この回数に加えて1回（定時制、通信制の高等学校等に通う高校生等は最大で2回まで）給付を受けることができる。

一 全日制の高校生等 一人につき年1回、通算3回

二 定時制及び通信制の高校生等 一人につき年1回、通算4回

2 前項の規定にかかわらず、第4条の4の規定による災害等に起因する給付額の加算額の給付は、災害等につき1回に限り受けることができる。

3 第4条の3の規定による前倒し給付を行い、年1回の給付を4から6月分相当額と7から3月分相当額に分割して2回給付する場合の回数は、1回として取り扱うものとする。

4 7月1日現在の状況により給付を受けた者が、7月2日以降に家計が急変し、より高い給付額の世帯区分に相当することとなり、追加で給付を受ける場合の回数は、1回として取り扱うものとする。

る。

(給付申請)

第5条の2 給付金の給付を受けようとする保護者等（以下「申請者」という。）は、群馬県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に所定の申請をしなければならない。

(県内高校生等の保護者等の給付申請)

第6条 県内校申請者（県内の高等学校等に在学する高校生等の申請者をいう。以下同じ。）は、次の各号のいずれかの方法により申請するものとする。

- 一 オンライン申請 毎年度9月末日まで（7月2日以降に家計が急変した、家計急変世帯への支援に係る申請については、毎年度1月末日まで。教育長がやむを得ないものと認めるときは、教育長が別に定める日まで。）に、別記2に定めるオンライン提出物を、システム上で提出しなければならない。
 - 二 申請書提出 校長が定める日までに、「群馬県国公立高等学校等奨学のための給付金給付申請書」（様式第1号）及び別記3に定める証明書類等（以下「申請書等」という。）を、校長に提出しなければならない。
- 2 県内校申請者のうち、第4条の3に規定する前倒し給付の申請を希望する者は、次の各号のいずれかの方法により申請するものとする。
- 一 オンライン申請 教育長が別に定める日までに、別記2に定めるオンライン提出物を、システム上で提出しなければならない。
 - 二 申請書提出 校長が定める日までに、「群馬県国公立高等学校等奨学のための給付金給付申請書（前倒し申請）」（様式第1号の2）及び別記3に定める証明書類等（以下「前倒し申請書等」という。）を、校長に提出しなければならない。
- 3 校長は、申請書等又は前倒し申請書等を受け付けたときは、次の各号に定める期日までに、申請内容及び証明書類等を、システムに登録しなければならない。
- 一 申請書等を受けたとき 毎年度9月末日まで（7月2日以降に家計が急変した、家計急変による申請については、毎年度1月末日まで。教育長がやむを得ないものと認めるときは、教育長が別に定める日まで。）。
 - 二 前倒し申請書等を受けたとき 教育長が別に定める日まで。
- 4 県内校申請者のうち、7月以降に入学することが定められている高等学校等に7月以降に入学した高校生等の入学初年度に係る給付金を申請する者は、教育長が別に定める日までに申請するものとする。
- 5 県内校申請者のうち、第4条の4に規定する災害等に起因する給付額の加算を受けようとする者は、別記2に定めるオンライン提出物又は申請書等のほか、別記4に定める書類を提出しなければならない。

(県外高校生等の保護者等の給付申請)

第7条 県外校申請者（県外の高等学校等（以下「県外校」という。）に在学する高校生等の申請者をいう。以下同じ。）は、毎年度9月末日まで（7月2日以降に家計が急変した家計急変による申

請者については、毎年度1月末日まで。教育長がやむを得ないものと認めるときは、教育長が別に定める日まで。)に、「群馬県国公立高等学校等奨学のための給付金給付申請書(群馬県外の学校に在籍する生徒用)」(様式第1号の3)及び別記3に定める証明書類等(以下「県外用申請書等」という。)に、当該高校生等が在学する高等学校等の校長が発行する「在学証明書」を添えて、郵送等により直接教育長に提出しなければならない。ただし、当該県外校が埼玉県又は栃木県に所在する場合は、当該高校生等が在籍する高等学校等の校長を通じて提出するものとする。

- 2 県外校申請者のうち、第4条の3に規定する前倒し給付の申請を希望する者は、教育長が別に定める日までに、「群馬県国公立高等学校等奨学のための給付金給付申請書(前倒し申請)(群馬県外の学校に在籍する生徒用)」(様式第1号の4)及び別記3に定める証明書類等に、当該高校生等が在学する高等学校等の校長が発行する「在学証明書」を添えて、郵送等により直接教育長に提出しなければならない。
- 3 前条第4項及び前条第5項の規定は、県外校申請者の給付申請について準用する。

(給付資格の認定及び給付額の決定)

第8条 教育長は、第6条又は第7条の規定による申請があったときは、審査の上、給付金の受給資格の有無を認定するとともに、給付額を決定し、次の各号のとおり結果を通知する。

- 一 申請者に対しては、システムを利用した電子メール若しくは給付決定通知書(様式第2号、様式第2号の2)又は不給付決定通知書(様式第3号、様式第3号の2)を郵送等することにより通知する。
- 二 申請書等又は前倒し申請書等を受け付けた校長に対しては、システム又は書面により通知する。
- 三 前条第1項ただし書の規定により県外用申請書等を經由した校長に対しては、書面又は電子メール等により通知することができる。

(給付の方法等)

第9条 教育長は、前条の規定により給付資格認定を受けた申請者(以下「認定者」という。)に対し、原則として教育長が定める期日に給付金を給付する。

- 2 前項の規定による給付は、金融機関預貯金口座(以下「口座」という。)への振込の方法による。
- 3 前項の規定により給付金を振り込む口座は、認定者名義の口座とする。ただし、認定者から、校長への委任状(様式第4号の1)が提出された場合には、校長が給付金を代理受領し、保護者等が負担する授業料以外の教育費と相殺できる。また、委任状(様式第4号の2)が提出された場合には、認定者が指定する受任者名義の口座へ振り込むこととする。

(不正利得の返納)

第10条 教育長は、次の各号に掲げる場合には、給付金の給付資格の認定を取り消し、併せて給付額の全部又は一部について返還を求めることができる。この場合、その旨を当該認定者に書面により通知する。

- 一 不正、虚偽、その他不適當な申請を行った場合
- 二 その他給付することが適当でないと教育長が認めた場合

(個人情報の取扱い等)

第 1 1 条 教育長及び校長は、事務処理に際し、個人情報の取扱いに十分留意するとともに、書類の提出方法等について、高校生等及び保護者等のプライバシーに特段の配慮をしなければならない。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 0 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 9 年 4 月 3 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 2 9 年 6 月 3 0 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 3 0 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 6 月 2 5 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 5 月 1 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 2 年 6 月 2 5 日から施行する。

(令和 2 年度における給付額の特例)

2 令和 2 年度においては、第 4 条第 2 号の給付額に、オンライン学習に係る通信費相当の単価 10,000 円を加えた額を給付する。

3 令和 2 年度においては、第 4 条第 3 号の給付額に、オンライン学習に係る通信費相当の単価

10,000 円を加えた額を給付する。ただし、7 月以降に家計が急変し、申請があった者については、家計急変の発生した日以降の月数（1 か月未満は切捨て）に 1,000 円を乗じた額を給付する。

（令和 2 年度における給付の方法等の特例）

- 4 令和 2 年度においては、第 9 条第 3 項の「校長」を「校長又は群馬県」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

（令和 2 年度における定義の特例）

- 2 令和 2 年度においては、第 2 条第 3 項の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（令和 2 年 6 月 5 日付 2 文科初第 3 9 3 号通知）」を「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）の取扱いについて（令和 2 年 6 月 5 日付 2 文科初第 3 9 3 号通知）及び令和 2 年度高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金及び専攻科の生徒への奨学のための給付金）における上乗せ支給の取扱いについて」と読み替えるものとする。

（令和 2 年度における給付額の特例）

- 3 令和 2 年 6 月 25 日施行附則第 2 項の「オンライン学習に係る通信費相当の単価 10,000 円を加えた額を給付する。」を「オンライン学習に係る通信費相当の単価 10,000 円及び別途定める上乗せ支給の単価を加えた額を給付する。」と読み替えるものとする。
- 4 令和 2 年 6 月 25 日施行附則第 3 項の「オンライン学習に係る通信費相当の単価 10,000 円を加えた額を給付する。ただし、7 月以降に家計が急変し、申請があった者については、家計急変の発生した日以降の月数（1 か月未満は切捨て）に 1,000 円を乗じた額を給付する。」を「オンライン学習に係る通信費相当の単価 10,000 円を加えた額（7 月以降に家計が急変し、申請があった者については、家計急変の発生した日以降の月数（1 か月未満は切捨て）に 1,000 円を乗じた額）及び別途定める上乗せ支給の単価を加えた額を給付する。」と読み替えるものとする。
- 5 前 2 項の別途定める上乗せ支給の単価は、次のとおりとする。

（1）通信制以外の高校生等一人当たり 26,100 円

（2）通信制の高校生等一人当たり 12,000 円

（3）当該世帯に扶養されている兄弟姉妹で、二人目以降の通信制以外の高等学校等に通う高校生等及び当該世帯に扶養されている高校生等以外に 15 歳（中学生を除く。）以上 23 歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる世帯の、通信制以外の高等学校等に通う高校生等一人当たり 12,000 円

（注）通信制の高等学校等に通う高校生等を含む複数の高校生等がいる場合には、通信制の高等学校等に通う高校生等は、全て（2）の単価を用い、通信制以外の高校生等は、全て（3）の単価を用いる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 3 年 6 月 10 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月3日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年6月25日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年5月7日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年7月1日に施行し、令和8年4月1日から適用する。

- 2 当面の間、第4条の2の規定による家計急変世帯への支援を受けようとする県内校申請者は、第6条第1項第1号の規定によるオンライン申請はできないこととし、同項第2号の規定による申請書提出により申請するものとする。

別表

別表区分	給付金の対象となる高校生等の範囲・世帯区分、給付単価
一 高校生等 (新制度)	基準日現在、下記A又はBのいずれかに該当する者（特別支援学校の高等部及び私立の学校の生徒を除く。以下「高校生等（新制度）」という。）の保護者等であって、群馬県内に住所を有する者に対して、下記1から4の世帯区分に応じて、給付金を給付する。 【高校生等の範囲】 A 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「法」という。）第3条に規定する者 ※高等学校等就学支援金（新制度）の対象者 B 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第3条第1項各号の全てに該当する者（同条第2項の規定により同条第1項第3号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であって別表1の区分1に規定する者又は国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日文部科学大臣決定）第3条第1項各号の全てに該当する者（同条第2項の規定により同条第1項第3号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であって別表1の区分1に規定する者 ※学び直し支援金（新制度）の対象者 【世帯区分】 1 生業扶助（生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助をいう。以下同じ。）が措置されている（外国人を含む）世帯（以下「生活保護受給世帯」という。） 2 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯（1の世帯を除く）（以下「住民税非課税世帯」という。） 3 保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額（以下「所得割合算額」という。）が105,500円未満である世帯（2の世帯を除く）（以下「中所得世帯1」という。） 4 所得割合算額が182,500円未満である世帯（2及び3の世帯を除く）（以下「中所得世帯2」という。）

【給付単価】

高校生等（新制度）一人当たりの年額

世帯区分	全日制等	通信制
生活保護受給世帯	32,300 円	32,300 円
住民税非課税世帯	143,700 円	50,500 円
中所得世帯 1	47,900 円	16,830 円
中所得世帯 2	35,930 円	12,630 円

※ 「通信制」とは、高等学校及び中等教育学校の後期課程の通信制課程並びに専修学校の高等課程及び一般課程の通信制学科をいう（以下同じ）。

※ 「全日制等」とは、通信制以外をいう（以下同じ）。

【給付単価（第4条の4関係）】

高校生等（新制度）（当該災害等につき1回に限る）

世帯区分	
住民税非課税世帯	64,800 円
中所得世帯 1	21,600 円
中所得世帯 2	16,200 円

二 高校生等
（旧制度）

基準日現在、下記AからDのいずれかに該当する者（特別支援学校の高等部及び私立の学校の生徒を除く。以下「高校生等（旧制度）」という。）の保護者等であって、群馬県内に住所を有する者に対して、下記1から2の世帯区分に応じて、給付金を給付する。

【高校生等の範囲】

A 高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号。以下「令和8年改正法」という。）附則第2条第2項に規定する経過措置の対象者

※令和8年3月31日以前から高等学校等（高等学校等就学支援金（新制度）の対象校種）に在学する高等学校等就学支援金（旧制度）の対象者

B 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則及び公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（令和8年文部科学省令第18号）附則第2項に規定する経過措置の対象者

※令和 8 年 3 月 3 1 日以前から高等学校等就学支援金（旧制度）であれば対象となる高等学校等（新制度で廃止となった各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校を含む。）に在学する高等学校等就学支援金（旧制度）の対象者

C 令和 8 年改正法による改正前の高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条に規定する者（A 又は B に該当する者、法第 3 条に規定する者及び出入国管理及び難民認定法（昭和 2 6 年政令第 3 1 9 号）別表第 1 の 4 の表の留学の在留資格をもって本邦に在留する者を除く。）

※令和 8 年 4 月 1 日以降に入学する高校生等・新修学支援の対象者（高等学校等就学支援金（旧制度）であれば対象となりうる者（在留資格が留学である者を除く。））

D 高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第 3 条第 1 項各号の全てに該当する者（同条第 2 項の規定により同条第 1 項第 3 号以外の同項各号の全てに該当する者を含む。）であって別表 1 の区分 2 若しくは区分 3 に規定する者又は国の設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱第 3 条第 1 項各号の全てに該当する者であって別表 1 の区分 2 若しくは区分 3 に規定する者

※学び直し支援（旧制度）の対象者

【世帯区分】

- 1 生活保護受給世帯
- 2 住民税非課税世帯（1 の世帯を除く）

【給付単価】

高校生等（旧制度）一人当たりの年額

世帯区分	通信制以外	通信制
生活保護受給世帯	32, 300 円	32, 300 円
住民税非課税世帯	143, 700 円	50, 500 円

【給付単価（第 4 条の 4 関係）】

高校生等（旧制度）（当該災害等につき 1 回に限る）

世帯区分	
住民税非課税世帯	64, 800 円

別 記

1 給付資格

(1) 保護者等

ア 高校生等の保護者等は、学校教育法（平成22年法律第26号）第16条に規定する保護者その他の高校生等の就学に要する経費を負担すべき者であり、次のとおりとする。

- ① 高校生等に保護者（親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、以下のiからivを除く。）がいる場合は当該保護者とする。
 - i）児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - ii）児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - iii）民法（明治29年法律第89号）第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - iv）i～iiiに掲げる者のほか、生徒等がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者
- ② 高校生等に保護者がいない場合、当該高校生等（当該高校生等が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）とする。

イ 在学中に高校生等が成人を迎えた場合については、家族構成等に変更がなく、成年年齢に達する日以前の日において保護者であった者の収入により生計を維持している実態に変更がない場合には、当該高校生等が在学中の間は、保護者であった者を「他の者」（主たる生計維持者）とすることとし、保護者が2名の場合は「他の者」も2名として取扱うこととする。

(2) 給付要件

世帯区分ごとの要件は、次のとおりとする。

ア 生活保護受給世帯

高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）の措置状況が証明書等により証明されていること。

イ 非課税世帯

- ① 当該年度（ただし、前倒し申請の場合は前年度とする。）の保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が0円であること。

※ 実際の税額の算定においては、100円未満の端数は切捨てとなるため、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が1～99円となる場合は非課税となる。したがって、課税証明書等の内訳において1～99円と記載されている場合であっても対象となる。

- ② 高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）が措置されていないことが、申請者からの誓約書により誓約されていること。

ウ 家計急変による住民税非課税世帯相当世帯

- ① 家計急変発生後1年間の収入（所得）見込額を推計し、保護者等それぞれの収入（所得）見込額が以下のとおりであること。

扶養親族等の人数	収入見込額	所得見込額
扶養親族等なし	令和7年度以前 1,000,000円以下 ※令和8年度以降 1,100,000円以下	450,000円以下
扶養親族等1人（寡婦又は寡夫を除く）	令和7年度以前 1,704,000円未満 ※令和8年度以降 1,770,000円未満	1,120,000円以下
扶養親族等1人（寡婦又は寡夫）	2,044,000円未満	1,350,000円以下
扶養親族等2人	2,216,000円未満	1,470,000円以下
扶養親族等3人	2,716,000円未満	1,820,000円以下
扶養親族等4人	3,216,000円未満	2,170,000円以下

※ 給与収入のみの場合は収入見込額、それ以外（自営業や給与以外にも収入がある場合等）は、所得見込額で判断する。

※ 扶養親族等とは、扶養親族及び控除対象配偶者を指す。

※ 上記の例に該当しない場合は、個別に確認する。

※ 災害等に起因しない離職（定年退職等）は家計急変の対象とはならない。

- ② 高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）が措置されていないことが、申請者からの誓約書により誓約されていること。

エ 家計急変による中所得世帯1相当世帯

- ① 家計急変後の収入見込み額、人的控除等に基づき、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額を試算し、その合計額が105,500円未満に相当することを判定する。
- ② 高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）が措置されていないことが、申請者からの誓約書により誓約されていること。

オ 家計急変による中所得世帯2相当世帯

- ① 家計急変後の収入見込み額、人的控除等に基づき、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額を試算し、その合計額が105,500円以上182,500円未満に相当することを判定する。
- ② 高校生等本人に係る生業扶助（高等学校等就学費）が措置されていないことが、申請者からの誓約書により誓約されていること。

2 オンライン提出物

オンライン申請による申請者は、システムを利用してマイナポータルから取得した自己情報及び必要な添付書類をオンラインで提出しなければならない。ただし、(1)イ②の委任状は、校長に書面で提出する。

(1) 生活保護受給世帯

ア 自己情報

生活保護（生業扶助）の受給に係る情報

イ 添付書類

- ① 申請者名義（※1）の金融機関預貯金口座が確認できる書類（※2）を撮影した画像ファイル

※1 申請者以外の者（校長を除く。）を受取人（受任者）とする場合は、その受取人（受任者）名義の金融機関預貯金口座が確認できる書類を撮影した画像ファイル。

※2 金融機関預貯金口座が確認できる書類を撮影した画像ファイルは、次の事項を確認できるものであること。

【 金融機関名、本支店名・口座種別・口座番号・口座名義人（カナ） 】

- ② 委任状（様式第4号の1又は同号の2）

※ 申請者以外の者を給付金の受取人（受任者）とする場合に限る。

(2) 住民税非課税世帯、中所得世帯1、中所得世帯2

ア 自己情報

保護者等全員の当該年度（ただし、前倒し申請の場合は前年度とする。）の道府県民税及び市町村民税課税に係る情報

イ 添付書類

(1) イに同じ。

(3) 家計急変による住民税非課税相当世帯、中所得世帯1相当世帯、中所得世帯2相当世帯

(2)に加え、次の添付書類。

ア 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類を撮影した画像ファイル

例) 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等

イ 保護者等全員の家計急変後の収入（所得）見込を証明する書類を撮影した画像ファイル

例) 会社作成の給与見込証明書（会社による証明ができない場合は、直近の給与明細3ヶ月以上）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類、自営業の場合は毎月の収支を整理した帳簿書類等

ウ 扶養誓約書（様式第6号）

3 証明書類等

申請書提出による申請者は、次の添付書類をあわせて提出しなければならない。

(1) 世帯所得等を証明する書類

ア 生活保護受給世帯

- ① 生活保護受給証明書（生業扶助が基準日現在措置されていることが証明できるもの）

イ 住民税非課税世帯、中所得世帯 1、中所得世帯 2

- ① 保護者等全員の当該年度（ただし、前倒し申請の場合は前年度とする。）の道府県民税及び市町村民税に係る課税証明書（扶養親族等の記載の省略がされていないもの）、特別徴収税額決定・変更通知書の写し（ただし、勤務先以外からの収入がある場合は不可）、納税通知書の写しのいずれか 1 つ

ウ 家計急変による非課税世帯相当世帯、家計急変による中所得世帯相当世帯、家計急変による中所得世帯相当世帯

- ① 保護者等全員の当該年度（ただし、前倒し申請の場合は前年度とする。）の道府県民税及び市町村民税に係る課税証明書（扶養親族等の記載の省略がされていないもの）、特別徴収税額決定・変更通知書の写し（ただし、勤務先以外からの収入がある場合は不可）、納税通知書の写しのいずれか 1 つ

- ② 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類

例）離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出等

- ③ 保護者等全員の家計急変後の収入（所得）見込を証明する書類

例）会社作成の給与見込証明書（会社による証明ができない場合は、直近の給与明細 3 ヶ月以上）、税理士又は公認会計士の作成した証明書類、自営業の場合は毎月の収支を整理した帳簿書類等

- ④ 扶養誓約書（様式第 6 号）

（2）申請者名義（※ 1）の金融機関預貯金口座が確認できる書類（※ 2）の写し

※ 1 申請者以外の者（校長を除く。）を受取人（受任者）とする場合は、その受取人（受任者）名義の金融機関預貯金口座が確認できる書類の写し。

※ 2 金融機関預貯金口座が確認できる書類の写しは、次の事項を確認できるものであること。

【 金融機関名、本支店名・口座種別・口座番号・口座名義人（カナ） 】

（3）委任状（様式第 4 号の 1 又は同号の 2）

※ 申請者以外の者を給付金の受取人（受任者）とする場合に限る。

（4）給付対象となる高校生等の国籍・在留資格等を証明する書類

申請者は、次のア又はイに該当する者を除き、給付対象となる高校生等の国籍・在留資格等の国籍・在留資格等を証明する書類を提出しなければならない。

<提出を要しない者>

ア 申請者のうち、給付対象となる高校生等が別表区分二の A から D のいずれかに該当し、かつ、当該高校生が令和 8 年 3 月 31 日から引き続き高等学校等に在学する者。

イ 県内校申請者のうち、給付対象となる高校生等が群馬県教育委員から次の①から④のいずれかについて支給決定を受けている者。

- ① 法第6条に規定する高等学校等就学支援金（就学支援金・新制度）
- ② 令和8年改正法附則第2条第2項に規定する経過措置による高等学校等就学支援金（就学支援金・旧制度）
- ③ 群馬県公立高等学校等修学支援事業費補助金（高校生等・新修学支援）交付要綱（令和8年6月30日制定）に規定する高校生等・新修学支援金
- ④ 群馬県公立高等学校等修学支援事業費補助金（学び直しへの支援）交付要綱（平成26年4月1日制定）に規定する学び直し支援金

<提出を要する者>

ウ 県外校申請者は、給付対象となる高校生等の国籍・在留資格等に応じて、当該高校生等の国籍・在留資格等を証明する次の書類を提出しなければならない。

- ① 「日本国籍」の場合
 - 住民票の写し
- ② 在留資格が「特別永住者」の場合
 - 特別永住者証明書の写し又は国籍・在留資格・在留期間等の記載がある住民票の写し
- ③ 在留資格が「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の場合
 - 在留カードの写し、又は国籍・在留資格・在留期間等の記載がある住民票の写し
- ④ 在留資格が「家族滞在」の場合
 - 在留カードの写し又は国籍・在留資格・在留期間等の記載がある住民票の写し
 - 日本の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
 - 日本の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
- ⑤ 在留資格が上記①から④のいずれにも該当しない場合
 - 在留カードの写し、又は国籍・在留資格・在留期間等の記載がある住民票の写し

エ 県内校申請者のうち、上記ア又はイのいずれにも該当しない者は、当該高校生等の国籍・在留資格等に応じて、上記ウに掲げる書類を提出しなければならない。

4 災害等に起因する給付額の加算を申請する場合に必要な書類（第4条の4関係）

災害等に起因する給付額の加算を申請しようとする申請者は、次の添付書類を提出しなければならない。

- (1) 災害等に起因する給付額加算申請書 兼 学校証明書（様式第5号）
- (2) 被災したことを証明する書類（罹災証明書等）